

県内における看取り加算（人生会議の開催含む）等の状況

参考資料3

【平成30年度】

診療行為	点数	総計	06					
			山形県	村山二次医療圏	最上二次医療圏	置賜二次医療圏	庄内二次医療圏	その他の二次医療圏
在宅ターミナルケア加算（在宅、特養等・看取り介護加算等算定除く） （10万人対）	2,500							
在宅ターミナルケア加算（特養等（看取り介護加算等算定）） （10万人対）	1,000							
在宅ターミナルケア加算（イ）（機能強化した在支診等）（病床あり） （10万人対）	6,500							
在宅ターミナルケア加算（イ）（機能強化した在支診）（病床なし） （10万人対）	5,500							
在宅ターミナルケア加算（イ）（在支診等） （10万人対）	4,500							
在宅ターミナルケア加算（イ）（在支診等以外） （10万人対）	3,500							
在宅ターミナルケア加算（ロ）（機能強化した在支診等）（病床あり） （10万人対）	6,500							
在宅ターミナルケア加算（ロ）（機能強化した在支診）（病床なし） （10万人対）	5,500							
在宅ターミナルケア加算（ロ）（在支診等） （10万人対）	4,500							
在宅ターミナルケア加算（ロ）（在支診等以外） （10万人対）	3,500							
在宅ターミナルケア加算（2）（機能強化した在支診等）（病床あり） （10万人対）	6,200							
在宅ターミナルケア加算（2）（機能強化した在支診）（病床なし） （10万人対）	5,200							
在宅ターミナルケア加算（2）（在支診等） （10万人対）	4,200							
在宅ターミナルケア加算（2）（在支診等以外） （10万人対）	3,200							

診療行為	点数	総計	06					
			山形県	村山二次医療圏	最上二次医療圏	置賜二次医療圏	庄内二次医療圏	その他の二次医療圏
在宅患者支援療養病床初期加算（療養病棟入院基本料） （10万人対）	350							

診療行為	点数	総計	06					
			山形県	村山二次医療圏	最上二次医療圏	置賜二次医療圏	庄内二次医療圏	その他の二次医療圏
在宅患者支援病床初期加算（地域包括ケア病棟入院料） （10万人対）	300							

【平成29年度】

診療行為	点数	総計	06					
			山形県	村山二次医療圏	最上二次医療圏	置賜二次医療圏	庄内二次医療圏	その他の二次医療圏
在宅ターミナルケア加算（在宅患者訪問看護・指導料） （10万人対）	2,000							
同一建物居住者ターミナルケア加算 （10万人対）	2,000							
在宅ターミナルケア加算（機能強化した在支診等）（病床あり） （10万人対）	6,000							
在宅ターミナルケア加算（機能強化した在支診等）（病床なし） （10万人対）	5,000							
在宅ターミナルケア加算（在支診等） （10万人対）	4,000							
在宅ターミナルケア加算（在支診等以外） （10万人対）	3,000							

注：平成30年度の診療報酬改定により、「在宅ターミナルケア加算（在宅患者訪問看護・指導料）」と「同一建物居住者ターミナルケア加算」は、2,500点に改定。※看取り介護加算等算定
また、「在宅ターミナルケア加算（機能強化した在支診等）（病床あり）」は、6,500点（6,200点）に改定。
「在宅ターミナルケア加算（機能強化した在支診等）（病床なし）」は、5,500点（5,200点）に改定。
「在宅ターミナルケア加算（在支診等）」は、4,500点（4,200点）に改定。
「在宅ターミナルケア加算（在支診等以外）」は、3,500点（3,200点）に改定。

診療行為	点数	総計	06					
			山形県	村山二次医療圏	最上二次医療圏	置賜二次医療圏	庄内二次医療圏	その他の二次医療圏
救急・在宅等支援療養病床初期加算（療養病棟入院基本料1） （10万人対）	300							

注：平成30年度の診療報酬改定により、「在宅患者支援療養病床初期加算」（350点）に改定。

診療行為	点数	総計	06					
			山形県	村山二次医療圏	最上二次医療圏	置賜二次医療圏	庄内二次医療圏	その他の二次医療圏
救急・在宅等支援病床初期加算（地域包括ケア病棟入院料） （10万人対）	150							

注：平成30年度の診療報酬改定により、「在宅患者支援病床初期加算」（300点）に改定。